

## 山武市企業立地促進条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市への企業立地と雇用の促進に対して必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的とした事業を営む法人をいう。
- (2) 事業所 企業がその事業の用に供する施設をいう。
- (3) 企業立地 企業が、市内に土地を取得し、事業所の用に供する建物を取得し、又は新築し、事業を開始することをいう。
- (4) 新設 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 市内に事業所を有しない企業が市内に新たに事業所を設置する場合
  - イ 市内に事業所を有する企業が既存の事業所と異なる業種の事業所を市内に設置する場合
- (5) 増設 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 市内に事業所を有する企業が、事業拡大のため既存の事業所を拡張する場合
  - イ 現に行っている事業と同一の業種の事業所を新たに市内に設置する場合
- (6) 投下固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産であって、企業が事業所の新設又は増設に伴い、当該事業所の操業を開始する日までに新たに取得したものをいう。
- (7) 常用雇用者 企業と雇用契約を結んだ者であって、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 当該雇用契約が期間の定めのないものであること。
  - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。
- (8) 新規常用雇用者 新設され、又は増設された事業所に新たに雇用された常用雇用者のうち、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

### (奨励措置)

第3条 市長は、予算の範囲内において、次に掲げる奨励措置を行うことができる。

- (1) 企業立地奨励金の交付
- (2) 雇用促進奨励金の交付
- (3) 埋蔵文化財発掘調査奨励金の交付

### (指定企業)

第4条 前条に規定する奨励措置を受けることができる企業は、規則で定める業種及び投下固定資産の取得に要する費用の基準額その他の要件に該当する事業所を新設し、又は増設する企業で、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）とする。

### (企業立地奨励金)

第5条 企業立地奨励金の額は、指定企業の固定資産税（投下固定資産に係る部分に限る。）の収納額に相当する額を限度とする。

2 企業立地奨励金の交付の対象とする期間は、新設し、又は増設した事業所が操業を開始した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

3 企業立地奨励金の交付時期は、交付対象期間における各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度とする。

(雇用促進奨励金)

第6条 雇用促進奨励金の額は、20万円に1年以上引き続いて雇用した新規常用雇用の人数を乗じて得た額を限度とする。ただし、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とする。

2 雇用促進奨励金の交付は、新設し、又は増設した事業所が操業を開始した日から1年を経過した後に、1回限り行うものとする。

(埋蔵文化財発掘調査奨励金)

第7条 埋蔵文化財発掘調査奨励金の額は、指定企業が事業所の新設又は増設に伴い、埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に、当該調査に要した経費(試掘調査費、消費税及び地方消費税を除く。)に相当する金額の2分の1に相当する額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を限度とする。ただし、その額が500万円を超えるときは、500万円とする。

2 埋蔵文化財発掘調査奨励金の交付は、埋蔵文化財発掘調査の完了後、第5条に規定する企業立地奨励金の交付時に併せて交付する。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該指定企業の指定を取り消し、又は奨励措置を停止することができる。

(1) 第4条に規定する指定企業の要件に該当しなくなったとき。

(2) 事業所の操業を開始する期日が予定期日を著しく遅延するとき。

(3) 事業施設の操業を廃止し、若しくは休止したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により指定又は奨励措置を受けたとき。

(5) 市税その他市に納付すべき使用料等を完納していないとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、既に第3条に規定する奨励金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(地位の承継)

第9条 合併、相続その他の事由により、指定企業の事業所を承継し、かつ、事業を継続した企業は、市長が認める場合に限り、当該指定企業の地位を承継することができる。

(報告及び調査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して事業所の操業状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。